

防府市要介護認定調査業務委託に関する要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第24条の2第1項第2号の規定に基づく指定市町村事務受託法人並びに第28条第5項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設及び介護支援専門員個人(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)に要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定」という。)に係る調査(以下「調査」という。)を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(契約の締結)

第2条 市長は、法第28条第2項、第29条第1項、及び第33条第2項の申請があり、調査を委託しようとするときは、指定居宅介護支援事業者等と要介護認定調査委託契約書により業務委託契約を締結するものとする。

(調査員)

第3条 調査を受託した指定居宅介護支援事業者等(以下「受託事業者等」という。)は、所属する介護支援専門員であつて、都道府県又は指定都市が実施する調査に関する研修を修了した者(以下「調査員」という。)に行わせるものとする。

(調査員の届出)

第4条 受託事業者等は、要介護認定調査員名簿(第1号様式)に調査員の氏名及び資格等を有する証明書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(調査員証の交付)

第5条 市長は、前条の規定による届出があつた場合は、内容を審査のうえ、調査員証(第2号様式)を交付する。

(調査の実施方法)

第6条 市長は、調査を委託するときは、調査対象者を受託事業者等

に通知するものとする。

- 2 受託事業者等は、当該調査対象者に対し調査を実施し、その結果を市長が定める期日までに所定の調査票により報告しなければならない。

(委託料)

第7条 市長は、次に掲げる額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を基準とし、当該委託事業所所在地の実情に応じた額を調査の委託料として受託事業者等に支払うものとする。

- (1) 調査対象者が入所する当該地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の介護支援専門員が調査を実施する場合 1件につき2,500円

- (2) 前号以外 1件につき3,200円

- 2 指定市町村受託法人については、別に定める。

(委託料の支払)

第8条 受託事業者等は、業務終了後、1月ごとに委託料の金額を集計し、市長の定める期日までに費用を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、受託事業者等から適正な支払請求を受理した日から30日以内に受託事業者等に対して委託料を支払うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受託事業者等は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、市長が特別に認める場合については、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第2号様式（第5条関係）

（表）

調査員氏名 _____
年度 防府市要介護認定調査
調査員証
年 月 日
防府市長

（裏）

1. 調査員は、要介護認定調査を行うときには、常時この調査員証を携行し、関係人にこれを提示しなければならない。
2. この調査員証を他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. この調査員証は、防府市が委託する要介護認定調査以外には使用してはならない。
4. この調査員証の有効期限は、交付日から 年 月 日までとする。